

令和 5 年度 狛江市立公民館運営審議会体制について

1. 正副委員長の選任

狛江市公民館条例施行規則（平成 5 年 12 月 28 日教育委員会規則第 8 号）
第 21 条第 3 項

「委員長及び副委員長の任期は、1 年とする。ただし再任を妨げない。」
(敬称略)

	委員長	副委員長
平成 31 年度	斎藤 謙一	馬場 信義
令和 2 年度	斎藤 謙一	馬場 信義
令和 3 年度	斎藤 謙一	馬場 信義、都築 完
令和 4 年度	斎藤 謙一	都築 完
令和 5 年度		

2. 各担当の選任

(1) 東京都公民館連絡協議会（都公連）委員部会（1 人）

東京都公民館連絡協議会規約 第 7 条第 4 項

「委員部会は、各公民館の運営審議会及びそれに準ずる委員をもって構成する。」
(敬称略)

	担当者
平成 31 年度	馬場 信義
令和 2 年度	馬場 信義
令和 3 年度	細谷 明美 内海 貴美
令和 4 年度	細谷 明美 内海 貴美
令和 5 年度	

(2) こまえ公民館だより編集担当（3 人以内）

狛江市公民館だより編集会議設置要綱（平成 16 年 7 月 8 日教育委員会要綱第 11 号）

第 4 条 「編集会議は、次の区分による編集委員により組織する

第 4 条第 1 項第 2 号 「公民館運営審議会委員 3 人以内」

(敬称略)

	担 当 者		
平成 31 年度	日向 正文	土屋 陽子	宗像 政子
令和 2 年度	日向 正文	土屋 陽子	宗像 政子
令和 3 年度	内海 貴美	都築 完	
令和 4 年度	内海 貴美	都築 完	
令和 5 年度			

3. 審議会の開催等

(1) 開催と進行：

審議会は委員長が召集し、会議の議長となる。

(2) 公開と傍聴：

審議会は原則公開とし、会場に傍聴席を設ける。

(3) 会議録の作成と公表：

メール等により委員の事前確認を経て、原則4週間以内に作成し市HPで公表する。

(4) 会議資料他

会議資料はあらかじめ配布するとともに、随時必要な資料提供等を行う。

■会議開催スケジュール（年10回）（案）

審議会	日時	主な議題等（仮）
第1回	4月11日（火） 【第四会議室】	○委員長及び副委員長の選任 ○各担当の選任 ○今年度狛江市立公民館運営審議会についての説明 ○諮問事項に対する意見交換
第2回	5月23日（火） 【第四会議室】	○諮問事項に対する意見交換 ○令和5年度公民館事業評価
第3回	6月27日（火） 【第四会議室】	○諮問事項に対する意見交換 ○令和5年度公民館事業評価
第4回	7月25日（火） 【第四会議室】	○諮問事項に対する意見交換 ○令和5年度公民館事業評価
第5回	9月26日（火） 【第四会議室】	○諮問事項に対する意見交換
第6回	10月24日（火） 【第四会議室】	○諮問事項に対する意見交換
第7回	11月28日（火） 【第四会議室】	○諮問事項に対する意見交換
第8回	12月26日（火） 【第四会議室】	○諮問事項に対する意見交換
第9回	2月13日（火） 【第四会議室】	○諮問事項に対する意見交換 ○令和6年度公民館事業評価準備
第10回	3月12日（火） 【第四会議室】	○諮問事項に対する意見交換 ○令和6年度公民館事業評価準備

※開催時間は18時30分～